## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 嵯峨 壱朗

1 日時

平成24年7月5日(木曜日) 午前10時3分開会、午後0時8分散会 (うち休憩 午前10時38分~午前10時40分)

2 場所

第4委員会室

3 出席委員

嵯峨壱朗委員長、小野共副委員長、佐々木順一委員、小田島峰雄委員、 佐々木朋和委員、柳村岩見委員、髙橋孝眞委員、小野寺好委員、清水恭一委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

藤澤担当書記、大山担当書記、井上併任書記、宮澤併任書記

6 説明のため出席した者

県十整備部

若林県土整備部長、菅原副部長兼県土整備企画室長、小野寺道路都市担当技監、 佐藤河川港湾担当技監、及川県土整備企画室企画課長、吉田建設技術振興課総括課長、 八重樫建設技術振興課技術企画指導課長、高橋道路建設課総括課長、

細川道路環境課総括課長、及川河川課総括課長、志田河川課河川開発課長、

菊地砂防災害課総括課長、渡邊都市計画課総括課長、遠藤都市計画課まちづくり課長、 伊藤下水環境課総括課長、澤村建築住宅課総括課長、勝又建築住宅課住宅課長、

吉田建築住宅課営繕課長、川村港湾課総括課長、木嶋空港課総括課長

7 一般傍聴者

1名

- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案

ア 議案第2号 平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)

第1条第2項第1表中

歳出 第8款 土木費

第2条

イ 議案第12号 電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正す る条例

- ウ 議案第15号 愛の浜海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めること について
- エ 議案第16号 釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- オ 議案第17号 損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについて
- (2) 請願陳情の審査

受理番号第16号 主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求 める請願

- (3) その他
  - ア 次回及び次々回の委員会運営について
  - イ 委員会調査について
- 9 議事の内容
- ○嵯峨壱朗委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。どうぞよろしくお願いたします。

暑いので、上着を取るか取らないかは、御自由にお願いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算(第2号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第8款土木費及び第2条債務負担行為の補正を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅原副部長兼県土整備企画室長** 議案第2号平成24年度岩手県一般会計補正予算第2号中、県土整備部関係の予算について御説明を申し上げます。議案(その2)の5ページをお開き願います。

今回の補正は、国から東日本大震災復興交付金等の内示を受けまして、早急に実施する 必要があるものについて計上したものでございまして、当部の補正予算要求額は、8款土 木費で53億5,935万9,000円の増額であります。補正予算の内容につきましては、便宜予算 に関する説明書で御説明を申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきま して、主な事項を御説明いたしますので、御了承をお願いします。

それでは、予算に関する説明書の28ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の管理運営費でございますが、国土交通省から委託を受けて行います復興道路建設用地の取得事務に係る経費を増額しようとするものでございます。

29ページにまいりまして、2項道路橋りょう費、3目道路橋りょう新設改良費の地域連携道路整備事業費は、三陸沿岸地域における市街地相互を接続する道路等の整備に係る経

費を増額しようとするものであります。

次に、30ページをお開き願います。3項河川海岸費、2目河川改良費の三陸高潮対策事業費は、高潮津波により被害が生ずるおそれのある河川の対策工事に係る経費、また特定構造物改築事務費は、長寿命化計画に基づいた水門の改築に係る経費をそれぞれ増額しようとするものであります。

31ページにまいりまして、4項港湾費、2目港湾建設費の港湾高潮対策事業費は、高潮 津波による被災防止のための海岸保全施設の新設改良に要する経費を増額しようとするも のであります。

次に、32ページをお開き願います。 5 項都市計画費、2 目街路事業費の緊急地方道路整備事業費は、三陸沿岸地域において幹線となる街路の整備に係る経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明を申し上げます。恐れ入りますが、先ほどのお手元の議案(その2)に戻っていただきたいと思います。議案(その2)の7ページをお開き願います。第2表、債務負担行為の表中、河川等災害復旧事業費であります。これは、工期が翌年度以降にわたるため、その期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 質問なしと認め質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第15号愛の浜海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊地砂防災害課総括課長** 議案(その3)の44ページをお開き願います。議案第15号愛の浜海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

愛の浜海岸災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、今 回議会の議決を求めるものでございます。

お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の1ページをお開き願います。

工事名は、愛の浜海岸災害復旧(23災第560号)工事でございます。

工事場所は、釜石市両石町地先。説明資料、下段の施工位置図で、赤い丸で示しているところでございます。

契約金額は6億6,034万5,000円で、請負率は89.86%でございます。

請負者は株式会社山長建設、請負者の住所は資料に記載のとおりでございます。

本工事は、東日本大震災津波により、延長150メートル、幅71.3メートルの人工リーフが被覆ブロックなどの損壊や沈下するなどの被害を受け、海岸保全施設の機能を喪失したことから、原形復旧する工事であります。

工期は600日間で、平成24年度から平成25年度までの2年間の債務負担行為であります。 なお、お手元の説明資料につきましては、2ページ及び3ページには入札調書、4ページから7ページには総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

- ○嵯峨壱朗委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。
- ○高橋孝眞委員 入札調書の関係で若干お聞きしたいと思いますけれども、今回落札した業者の技術評価につきましては、7.7点ということで、他よりも非常に高い得点であります。この評価基準から見ますと、3項目の提案をしていたということになり、2項目は、3点ということで提案がすぐれていることになるわけですけれども、この評価はどなたがどのようにして決めるのかということについて教えていただければと思います。
- ○菊地砂防災害課総括課長 評価につきましては、担当部署、今回は砂防災害課でございますけれども、我々のほうで点数づけをいたしまして、最終的には評価委員会でもって、それを適正なものと評価していただいて決めたものでございます。
- ○髙橋孝眞委員 評価委員会の構成メンバーはどういう方なのですか。
- 〇八重樫技術企画指導課長 総合評価落札方式の評価委員会につきましては、県土整備部 河川港湾担当技監が委員長になってございまして、あとは事業課それぞれの総括課長がメ ンバーとなって審議いたしております。
- ○高橋孝眞委員 身内だけで評価をして進めているような感じがしますし、余りにもこの部分だけが特出しているため、その点は本当にいいのかと思うのです。提案内容は二つとも最高点をつけたわけですけれども、そういう意味合いでは本当によかったのかと思います。別途の方法──外部を入れた方式で考えなくていいのかと感じたわけですけれども、どうなのでしょうか。
- **○八重樫技術企画指導課長** 評価委員会の結果は、地方自治法に定められている条文もあ

りまして、第三者の専門家、外部委員の意見を聴取することになっておりまして、この件 についても、2名の外部の専門委員の方に意見を伺って承認をいただいております。

- ○髙橋孝眞委員 外部の委員というのはどういう方なのでしょうか。
- **〇八重樫技術企画指導課長** 1名は岩手大学の名誉教授の方でございます。もう1名は岩手大学の前教授の方でございます。
- ○若林県土整備部長 委員の御質問は、きっと入札額は山元が6億2,838万円で、山長建設が6億2,890万円ということで、山元のほうが安いのです。ここで技術点を含めて、価格の総合評価点が25.838点になって落札となっている。よって、この技術提案評価項目というもののオーソライズされる仕方がどうなのだという話だろうと思います。大体基準がございまして、この項目は何点だというようなものや、すべての考え方を外部の委員の方々にも御了解の上進めておりまして、そこを当てはめた上でこういう決定をしたということは外部の方々にも確認をいただいているということで進めております。
- ○佐藤河川港湾担当技監 総合評価委員会の委員長をしております。実際の評価の方法でございますけれども、事前に評価基準というものを定めております。それに基づいて、この場合砂防災害課のほうで一次的な評価をする。その結果を総合評価委員会のほうで評価基準にのっとっているかどうかという確認をして、最終的な技術評価をしていくということでございます。そのプロセスの中では、この入札業者名というのはすべて伏せられておりまして、評価の段階では、どこの業者かというのは我々は一切わからない中でやっているというプロセスを経てこの評価をしているということでございます。
- ○嵯峨壱朗委員長 ほかに質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第16号釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇川村港湾課総括課長 議案(その3)の45ページをお開き願います。議案第16号釜石港 須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し 上げます。 釜石港須賀地区港湾災害復旧工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年岩手県条例第30号)第2条の規定により、今回、議会の議決を求めるものであります。

お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の8ページをお開き願います。

工事名は、釜石港須賀地区港湾災害復旧(23災118号他)工事。

工事場所は、釜石市港町字須賀地内。説明資料、下段の施工位置図で赤い丸で示しているところでございます。

契約金額は16億650万円で請負率は90.01%。

請負者は株式会社山元・株式会社及川工務店特定共同企業体。請負者の住所は、資料に 記載のとおりであります。

本工事は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災津波により被災を受けた 釜石港のマイナス11メーター岸壁ほかの災害復旧を行うものであり、損傷した施設の復旧 及び全体的に沈下した岸壁のかさ上げなどを実施する工事であります。

工期は600日間で、平成24年度から平成25年度までの2年間の債務負担行為であります。 なお、お手元の説明資料につきましては、9ページ及び10ページには入札調書、11ペー ジから14ページには総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**嵯峨壱朗委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

**○勝又住宅課長** 議案17号損害賠償請求事件に係る和解及びこれに伴う損害賠償の額を 定めることに関し議決を求めることについて御説明を申し上げます。

議案(その3)の46ページをお開き願います。また、お手元に配付しております資料の

15ページをごらんください。

初めに、提案の趣旨について御説明いたします。県が所有する県営住宅におきまして、 入居者に損害を与えたため、損害賠償請求事件に係る和解をし、及びこれに伴う損害賠償 の額を定めるために地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を 求めるものであります。

次に、損害賠償の相手方でありますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇八月君 2名となります。被害者は入居者の長女ですが、未成年であるため両親が相手方となります。

次に、損害賠償の額は73万4,899円です。内訳としましては、治療費、付き添い看護料などが主な内容になります。

次に、和解の内容としましては、損害賠償の額を73万4,899円とすること及び今後当該事件による後遺症が発生したと医師に診断された場合を除き、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てないとなっております。女児が幼少であったことから、痕跡を消すための形成外科手術は成長を待ってからとの判断から、女児が3歳6カ月となった平成20年12月に手術を行い、裂傷の痕跡は完全に消えました。その後術後の経過観察も平成21年12月に終了し、和解に向けた交渉を進めた結果、ことし4月に和解について合意が得られました。

なお、県はアパートの所有者として、入居者に対して損害賠償金の支払いを行いますが、 工事施工の段階で、小窓のガラスを押さえる枠が十分に固定されておらず、隠れた瑕疵が あったとして施工者に全額求償することとし、施工者が加入していた損害補償会社と協議 し、損害賠償金の支払いについて内諾を受けております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

○小田島峰雄委員 一つだけお尋ねいたします。

本事件は、指定管理者の責めに帰すべきものではないと判断されたようでありますけれども、指定管理者に管理をお願いしている部分はどういった範囲になるか、具体的に御説明願いたい。そうしますと、この責めに帰すことができないということであれば、日常ふだんの建物の点検等については県が独自にやらなければいけないということなのでしょうか。その辺のところ、見解もあわせてお示しいただきたいと思います。

**○勝又住宅課長** 県の指定管理者は、御案内のとおり建築住宅センターが行っておりますけれども、建築住宅センターが行っております維持管理の内容につきましては、入居者の退去時の清掃ですとか、その更新、共用部分、道路、駐車場、そういったところの点検を

行っています。したがいまして、入居者がいる状態で中の設備等にふぐあいがあった場合には、入居者からの連絡によりまして、センターがそれを直すといったような形をとっております。

- ○小田島峰雄委員 入居者がふぐあいを発見して、ここを直してほしいというようなことがない限り知らないでいるということになるのだろうと思いますが、もう少し指定管理者の管理幅を広げて、ふだんのチェックなどまでやっていきませんと、こういうケースがこれからも起こり得ると思うのですが、いかがでしょうか。
- **○勝又住宅課長** 入居者がいる状態で定期的な検査を行うというのは、これはなかなか難 しいことだと思います。あくまでも入居されている方が気づいた範囲でセンターに通報し ていただければ、即座に対応するべきものかと思います。

それから、今回の事案につきましては、建設後から3年程度のことで発生していることでして、維持管理の問題というよりは施工時の問題ということで、施工業者に責任を追及するものです。

- ○小田島峰雄委員 これは施工者に損害賠償するというケースなのですけれども、そういった特定できない場合に、何か事故が起きた場合の保険等には加入しておられるのでしょうか。
- **○勝又住宅課長** まず、この施工業者のように、施工業者につきましては賠償責任保険に 入っておりますので、施工の瑕疵ということであれば、それに対して今回のように保険の 支払いを受けることができます。それから、維持管理について、もし万が一瑕疵があった ということであれば、これはセンターのほうが同じく賠償責任保険に入っておりますので、 それによってバックアップはされております。
- ○嵯峨壱朗委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○嵯峨壱朗委員長** 御異議なしと認め、よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第16号主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更を求める請願を議題といたします。

その後、当局から説明することはございますか。

○高橋道路建設課総括課長 主要地方道紫波江繋線の自然保護地域内区間のルート変更 を求める請願について御説明申し上げます。最初に、お手元にお配りしております資料に ついて説明させていただきます。

この資料は、今までの県土整備委員会におきましてお配りいたしました図面と同じ内容になっております。資料の内容につきましては、さきの委員会で説明しておりますので、 今回は説明を省略させていただきます。

請願内容につきまして、県では現時点では現在のルートを適正に維持管理しながら利用していくことが妥当と考えるとともに、県道のルート変更につきましては、早池峰国定公園の保護、保全対策のあり方等について幅広く検討を重ねた上で総合的に判断すべきものと考えているところです。以上で説明を終わります。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。

本請願に対し、質疑、意見はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨壱朗委員長 なければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

○小野共委員 ただいまの審議の請願でございますが、これは昨年の10月に受理しておるものでございまして、時間も経過してまいりました。質疑もそろそろ出尽くしたのではないかという認識でございます。昨年11月には現地調査も行っております。紫波江繋線のルート変更の請願の内容でありますが、その論点は三つあるのだろうと思います。災害の問題、環境保全の問題、公共性の問題、この三つの論点を中心に今まで議論されてきたのだと認識しております。

結論でございますが、付帯意見を用意してまいりましたので、何とかこの付帯意見を付した形で御採択をいただきたいと、このように考えるものでございます。どうかよろしくお願いいたします。

○**嵯峨壱朗委員長** 付帯意見案をお配りいただきたいと思います。それを見た上で議論していただきたいと思います。

[付帯意見案配布]

- ○**嵯峨壱朗委員長** ただいまお手元に配付いたしました付帯意見案をごらんいただきたいと思います。担当書記に朗読していただきたいと思います。
- ○藤澤担当書記 それでは、付帯意見案を読み上げさせていただきます。

当該県道のルートの変更については、整備に膨大な費用が見込まれることなどから、早 池峰国定公園の保護・保全対策のあり方並びにそれを踏まえた県道の影響や役割について 幅広く検討を重ねた上で、総合的に判断すべきものと思料される。以上です。

- ○嵯峨壱朗委員長 これについて御意見はございませんでしょうか。
- ○小野寺好委員 私は、今急いで可決する必要なないのではないかと思います。御承知のとおり、沿岸のほうも復旧、復興にすごい時間と金、労力をかける必要があるわけで、そ

ういったときに、今どうなのと思います。

- ○嵯峨壱朗委員長 ほかにございませんでしょうか。
- ○柳村岩見委員 付帯意見をつけるということは、採択を前提にして付帯意見をつけるものと認識します。そもそも請願というものは、こういう微妙性を持って行われることに、一議員としては大変好ましくないと思います。

例えばこの案件についても、沿線の市町村がそのとおりだと、よって推進してほしいという趣旨の請願であれば、幾らか検討する必要もあろうかと思いますけれども、沿岸市町村はその気はなく膨大な予算がかかるというような性質のものを、請願者の関係も考慮しながらのこととは思いますけれども、請願ということは、そもそもそういう微妙状態にあって出てくるということで、こういう付帯意見をつけてまでどうするということは、むしろ請願者のほうで整理整頓をしている。例えば自然保護なのか、あるいはまた公的道路網としての効率性、便利性の問題を追求してのことなのかということを整理して出されるものであって、これは特別、委員会において、付帯意見をつけて取り扱いについてどうしなければならぬということではないと私は思います。

採択か不採択かということなのだろうと思います。そもそも請願とはそうした形の中で 審議されるのが基本だということです。

- ○佐々木順一委員 今は討論ですか。
- ○柳村岩見委員 いや、扱いについてです。
- ○佐々木順一委員 採択するかしないかですね。
- ○嵯峨壱朗委員長 その他、質疑、意見はありますか。

暫時休憩します。

[休憩]

[再開]

○嵯峨壱朗委員長 再開いたします。

本請願については、採決するとの意見がございますので、まず継続審査について、継続 審査はないということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嵯峨壱朗委員長 それでは、採決したいと思います。

付帯意見を付して本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○佐々木順一委員 委員長、討論を省略したね。
- **○嵯峨壱朗委員長** 討論を省略してしまいました。事後になりますけれども、それでよろしかったでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○**嵯峨壱朗委員長** それでは、可否同数であります。よって、委員会条例第14条第1号の 規定により、委員長において本案に対する可否を決定いたしたいと思います。 本案については、委員長は否とすることと決定いたしたいと思います。 このように決定いたします。

以上をもって、県土整備委員会関係の付託案件の審査を終わりとします。

この際、県土整備部から、平成25・26年度県営建設工事競争入札等参加資格基準の見直 しについて外2件について発言を求められておりますので、これを許します。

○吉田建設技術振興課総括課長 平成25・26年度県営建設工事競争入札参加資格基準の見 直しについて御説明申し上げます。お手元の資料をごらんください。

まず、資料の左上の1に要旨とございます。このたび技術と経営に優れた企業の適正評価を一層推進する観点から、平成25・26年度県営建設工事競争入札参加資格審査基準の見直しを行おうとするものでございます。その下に、入札に参加するまでに必要な資格取得等の流れを記載しております。

まず、県営建設工事の入札に参加しようとする方は、建設業の許可、経営事項審査を受けた上で、あらかじめ申請して入札参加資格審査基準の審査を受けていただきます。そして、県営建設工事競争入札参加資格者名簿に登載されているということが必要となります。 次に、下に下がっていただきまして、2の県営建設工事発注金額、落札率及び県内資格者の推移でございます。

ここで数字の訂正をさせていただきたいと思います。下の棒グラフの平成22年度、429億3,700万円とございますが、これは正確には450億8,400万円。隣の平成23年度、778億9,200万円につきましては、817億8,700万円に訂正していただきたいと思います。この表示の数字は税抜きの表示になっておりまして、過去の数字がすべて税込みになっておりましたので、数字を訂正させていただきたいと思います。

説明に戻ります。平成23年度におきましては、発注金額が前年比1.8倍の約818億円に増加しております。また、平均落札率も89.1%と上昇しております。これに反しまして入札参加資格者は引き続き減少しております。

次に、3、平成23・24年度資格審査結果の検証・課題であります。東日本大震災津波に係る災害対応、復旧活動への貢献の適切な評価、災害即応体制の構築、建設企業の技術力の研さん、人材育成等が課題となっております。

次に、資料の上にいっていただきまして、上の真ん中、4、平成25・26年度資格審査基準の見直しの方針でございます。見直しの基本方針として、東日本大震災津波直後の復旧活動に貢献し、また今後の復興に向けて活躍が期待される、地域に根ざし、地域社会から信頼される「技術と経営に優れた企業」の適正な評価を一層推進するとしております。さらに、方針1として、災害時即応体制の確保、また方針2として、技術力の研さんと人材の確保の推進を記載しております。

次に、具体的な見直し事項でございます。少し下がっていただきまして、技術等評価点のうち、第1の施工能力の項目でございますが、新たに除排雪業務の受託を新設いたしまして、上限30点で加点評価をいたします。また、技術者の継続学習制度でありますCPD

等の登録技術者について、従来は登録のみで加点しておりましたが、今回の見直しでは推 奨単位の2分の1以上を受講した技術者1人につき6点を加算することといたします。

次に、第2の社会貢献の項目といたしまして、地域の環境保全その他の地域貢献活動につきましては、東日本大震災津波対応に追われ実施が困難となっている事例が多いことに配慮いたしまして、採点を従来の40点から30点に縮小します。また、新たに岩手県との災害協定に基づく災害対応訓練への参加を新設し、10点加点します。さらに、平成25・26年度の審査基準に関しまして、通常これまでやってまいりました災害緊急時の対応協力とは別に、東日本大震災津波時の活動実績につきまして、上限50点を加算することとしたいと考えております。

次に、第3の経営意欲の項目といたしまして、新卒者雇用の評価を従来の1人10点、上限2人20点から、上限3人30点に拡大いたします。あわせて加点対象の新卒者が、従来学卒の1カ月以内としておりましたものを学卒の3年以内といたします。また、従来対象としてこなかった公共職業能力開発施設等の課程の修了者につきましても、在職者訓練を目的とする者を除きまして、新卒者として取り扱うことといたします。

第4に、法令遵守の項目として、コンプライアンスの取り組みにつきましては、平成23、24年度の基準におきましては、加点対象を独占禁止法遵守の取り組みに限定していたところですが、各企業の実情に応じた研修内容について、独占禁止法に限定せず幅広く認めることとします。

なお、主要5業種、土木、建築、電気、管、舗装でございますが、コンプライアンスの 取り組みがない者につきましては、総合点数にかかわらず上位等級にしないという取り扱 いについては継続したいと考えております。

このほか建設業法に基づく経営事項審査の項目改正に対応いたしまして、岩手県独自の技術等評価点との重複を避けるため、建設機械の保有でありますとか、ISO認証の取り扱い等について、加点、廃止または調整を行っております。

最後に、発注標準金額についてでございますが、これは平成19年度以降変更を行っておりませんでしたが、平成25、26年度におきましては、東日本大震災津波等関連工事の本格化によりまして発注状況が大きく変化することが見込まれておりますことから、今後県営建設工事の発注見通しや建設業界団体の意見もお聞きしながら、必要な見直しを継続してまいります。以上で説明を終わります。

○**嵯峨壱朗委員長** 次に、岩手県住宅マスタープランの改訂及び岩手県高齢者居住安定確保計画の策定について。

○勝又住宅課長 岩手県住宅マスタープラン改訂案及び岩手県高齢者居住安定確保計画、 仮称、いわて高齢者住まいあんしんプラン3の概略について御報告をいたします。

なお、説明はお手元に配付しております資料1、A3横の資料でございます。岩手県住宅マスタープラン改訂案の概要及び資料3のいわて高齢者住まいあんしんプラン、こちらもA3横の資料になります。これに基づいて説明を行いたいと思います。

まず資料1、住宅マスタープランについて御説明申し上げます。まず、改訂の背景についてですが、県は住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として、住生活基本法に基づき、国の住生活基本計画そして県の住生活基本計画を策定することとなっており、現在の計画は平成18年度に策定いたしました。その後国の全国計画が平成23年に改訂され、また本県におきましては東日本大震災の発生など、住宅行政を取り巻く状況の変化や、被災者等の居住の安定確保などに対応する必要があることから、国の計画期間に合わせ、平成32年度までの計画として今回改訂を行うことといたしました。

次に、第1章、岩手県の地域特性と住宅事情についてですが、この章では統計調査等のデータに基づいた本県の地域特性、住宅ストックの現状、東日本大震災による住宅の被災状況、さらに住宅施策に係る課題等について記載しております。本県におきましては、人口の減少や少子高齢化の進展が見られ、また住宅ストックについては、全国に比べ、持ち家、戸建て、木造の割合が高いなどの特徴があります。

次に、第2章、住宅政策を推進するための九つの視点ですが、現在の計画では人口減少や少子高齢化の進展などを加えるとともに、自然及び地域との共生、快適性や安全性の重視、その実現に向けた多様な主体の連携等から、住宅政策を推進するための八つの視点を掲げておりますが、社会経済情勢や住まいを取り巻く環境等に大きな変化がないことから、基本的には現計画の柱立てを引き継ぐことといたしますが、緊急的な課題である東日本大震災津波からの早期住宅復興、これを九つ目の視点として追加いたします。また、視点4については、高齢者住まい法の改正により策定できることとなりました高齢者居住安定確保計画の趣旨を反映いたしまして、高齢者にとどまらず、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実化に力点を置くように改めていきます。

次に、第3章、住宅政策の目標についてですが、現在の計画では四つの個別目標を定め、 その主な事項について、その達成状況を定量的に測定するための成果指標を設定し、取り 組みを進めてきましたが、改訂後も現計画の成果指標を引き継ぐとともに、その達成状況 を評価しつつ、目標達成に向け継続的な政策の推進に取り組むことといたします。

次に、第4章、住宅施策の具体的展開、九つの重点施策についてですが、現計画の八つの重点施策を基本的に引き継ぐとともに、九つ目の重点施策として東日本大震災津波からの住宅復興を加えることといたします。また、施策2につきましては、高齢者も含めた住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実化という観点から、高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定確保に改め、施策の充実化を図り、その他の施策におきましても、社会情勢の変化及び計画の進捗状況を反映した改訂を行います。

個別の重点施策についてですが、そちらに掲げております九つの項目に従いまして、幾つかの施策がありますけれども、一つ目の岩手の地域性を反映した岩手型住宅の創造と普及ですとか、先ほども申し上げました2番目の高齢者等の住宅確保要配慮者の居住の安定の確保。また、既存住宅ストックの有効活用、耐震化の促進といった住宅課題に取り組んでいきたいと思います。

次に、第5章、計画の実現に向けた推進体制の整備についてですが、これまでの推進体制、県、市町村、県建築住宅センター、県住宅政策推進会議、住宅政策懇話会に加えまして、新たに住宅セーフティネット法に基づき平成23年に設置しました県居住支援協議会を加えました。居住支援協議会は、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、居住支援団体等、関係機関の連携により高齢者を含む住宅確保に特に配慮を要する者の賃貸住宅への円滑な入居の促進、高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化等に関し協議する組織であり、その施策を推進したいと思います。

以上が、住宅マスタープランの改訂に係る説明でございます。

続きまして、資料3、岩手県高齢者居住安定確保計画、仮称いわて高齢者住まいあんしんプランの策定について御説明を申し上げます。

まず第1章、計画の枠組みについてですが、高齢者居住安定確保計画は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定に基づきまして、国の基本方針に基づき定める都道府県計画でございます。高齢化の急速な進展に的確に対応するため、住宅施策と福祉介護施策が連携し、総合的、計画的に施策を推進することを目的として策定するものです。

本計画は、県の「住宅マスタープラン」及び保健福祉部で策定する「いわていきいきプラン2014」の住宅と福祉介護施策の調和を図り、連携して取り組むための計画でありまして、計画期間は「いわていきいきプラン2014」に合わせて、平成24年度から平成26年度の3年間といたします。

次に、第2章、高齢者をとりまく状況につきましては、人口、世帯、住まい、収入等、本県の高齢者を取り巻く状況に関する統計データ等を記載しております。さきに御説明いたしましたとおり、本県は高齢化が進展しており、推計によりますと、平成27年には高齢化率が30%を超えると推計され、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯のみの世帯が今後も増加すると思われます。また、介護保険の要支援、要介護認定者も今後増加することが見込まれます。また、高齢者のいる世帯では持ち家が多いのですが、高齢単身世帯では借家の割合が高くなっております。

次に、第3章、高齢者の居住の安定確保のための基本目標と施策の方向性についてですが、本県における高齢者を取り巻く状況から課題をまとめ、施策展開のために、基本目標、方向性、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給目標量を記載しております。基本目標は、1、高齢者向けの住宅等に適時に住み替えられる環境の整備、2、持ち家世帯が安心して住み続けられる住まいづくり、3、低所得の借家世帯などの居住の安定を確保するための環境の整備、4、高齢者がいきいきと暮らし続けられる環境の整備、5、高齢者にわかりやすい情報提供の仕組みづくりの五つを掲げております。

また、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホーム等の供給目標量として、サービス付き高齢者向け住宅については、平成26年度まで年300戸とし、公的介護施設等につきましては、いきいきプラン2014に基づく必要入所定員総数を記載しております。

次に、第4章、目標達成のための施策につきましては、六つの施策の方向性に沿って、

1、サービス付き民間賃貸住宅、施設及び公的介護施設等の供給の促進、2、公共賃貸住宅における高齢者の居住の安定の推進、3、住宅のバリアフリー化の推進、4、高齢者が住みやすい居住環境の整備、5、高齢者の居住の安定に配慮した住情報の提供等の推進、6、住宅と福祉の連携体制の強化の六つを展開しております。

次に、第5章、計画の実現に向けた推進体制・進捗管理につきましては、施策実現のための推進体制、進捗管理について、県住宅政策推進会議や県居住支援協議会により、県や市町村、関係機関の連携により進めていくこととしております。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、7月から8月にかけてパブリックコメントを実施する予定でございます。8月下旬に有識者等による県住宅政策懇話会で意見を聞いた上で、9月を目途に計画の改訂、策定を行う予定といたしております。以上で報告を終わります。

○嵯峨壱朗委員長 ありがとうございます。

次に、県に対する損害賠償請求事件の控訴審判決について。

○細川道路環境課総括課長 県に対する損害賠償請求事件の控訴審判決について御報告いたします。

判決結果及び上告受理の申し立てを行ったことにつきましては、さきにファックスで御報告させていただきましたが、改めて判決内容等につきまして、資料に従い御説明させていただきます。

まず、1、訴訟の概要でございます。平成15年11月4日に、県が発注した一般県道江刺金ケ崎線金ケ崎橋橋梁維持修繕工事の作業現場付近で発生した原動機付自転車と貨物自動車の衝突事故に関し、負傷した原動機付自転車の運転者に保険金を支払ったセゾン自動車火災保険株式会社が、貨物自動車の運転者、橋梁塗装工事の請負業者及び県の3者を被告として損害賠償請求を行った事件であります。

昨年11月29日の第一審判決では、工事請負業者及び県に不法行為があったとして損害賠償を命じられたため、県は控訴したところでございます。なお、相手方であるセゾンも貨物自動車の運転者の過失が認められなかったことを不服として控訴しております。

次に、裏面の2の控訴審判決の(1)、主文をごらん願います。6月27日の仙台高裁の判決では、県及びセゾンの控訴がいずれも棄却されたところであります。(2)、理由でございます。控訴審における県の主張を左側に、それに対する判決理由を右側に記載しております。

県の主張①でございますが、本件事故は、貨物自動車の運転者の過失による交通事故であること。②及び③ですが、工事現場における交通安全対策は、工事請負契約等において工事請負業者が行うこととされていたのであり、道路法第42条を根拠に、道路管理者に対して交通誘導員の配置義務まで認めるのは拡大解釈であること。④ですが、県に注意義務があるとしても、工事請負業者に対し県は指導監督を行っており、その注意義務を果たしていたことなどを主張したところであります。

これに対し、判決では右側の欄の①でございますが、貨物自動車の運転者の過失を否定したほか、②及び③ですが、道路法第42条を極めて幅広く解釈し、県が注意義務を負っていたとし、④ですが、交通誘導員が配置されていないことを現認したのであれば、具体的にどのように確保したかまで確認しなければ義務を尽くしたことにならないとされたところであります。

3、判決後の対応及び今後の予定でありますが、当該判決は極めて重い注意義務を道路管理者に課すものであり、受け入れがたいことから、判決日の翌日6月28日には上告受理の申し立てを行い、翌々日の29日には仙台高裁から申し立てを受理した旨の通知送達があったところであります。今後上告受理申し立ての理由書を裁判所に提出し、最高裁判所において申し立てを受理するか否かの判断をすることになります。その理由書に記載する内容については、現在検討中でありますが、道路法により道路管理者に求められている注意義務について異議を申し立てることになると考えております。

なお、申し立てが受理された場合、上告したものとみなされ、最高裁判所において審議 手続に入ることになりますが、不受理の場合は仙台高等裁判所の判決が確定すると思われ ます。以上、御報告といたします。

○**嵯峨壱朗委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際ほかに何かございませんでしょうか。

○小田島峰雄委員 二、三お尋ねをいたしてまいります。その前に、入札参加資格基準の 見直しについて、一つだけお聞きをいたします。

ISOの廃止の関係がございました。何年前か、こういったものは加点になるのだということで、業界が競って14000シリーズ、あるいは9000シリーズを取得した時期がございました。また、更新するにも相当お金をかけて更新するのですけれども、これを廃止する、なくしてしまうという真意について、まずお聞かせしてもらいたいと思います。更新時期を迎えても、金がかかるために更新をしないという業者もかなりあるのだという話は聞いております。そういうのも背景にあるのかどうか、その真意をお尋ねいたします。

○吉田建設技術振興課総括課長 ISOの認証につきましては、必要ないという趣旨ではなく、小さい字でありますが、経営事項審査にあらかじめ盛り込まれた部分となりまして、県独自で加点をしますと重複になってしまいますので、その分については外させていただいたという経緯でございます。なお、ISOを取らない場合で、いわて環境にやさしい事業所認定取得制度というのがございまして、これを取得された方については、ポイントは従来どおりにつくということです。ただ、ISO認証の経営事項審査の点数と同じ8点ということで整理をさせていただいております。

○小田島峰雄委員 経営事項審査の中に盛り込まれたから、従前どおりの考え方と理解してよろしいですね。環境にやさしい事業所認定も20点から8点に下げています。そこで見れば従前と同様だと理解していいですか。

○吉田建設技術振興課総括課長 ISOの認定につきましては、経営事項審査のほうが8

点という評価になっていますので、いわて環境にやさしい事業所認定につきましても、I SOと重複しないために8点と、同じように取り扱ったということでございます。

○小田島峰雄委員 ただ、全体的には環境関係のウエートが小さくなったということは言えますね。わかりました。せっかく業界が意欲を持って取り組んできたことを余り過小に評価すべきでないという観点で申し上げた次第であります。この件はいいです。

一つ質問と、幾つかの提案を申し上げたいと思います。まず一つは、復興資材の不足の問題、あるいは労働力確保の問題等については、きのうまでの本会議の中でも議論が交わされたところであります。そういう中で、特に今回は生コンの問題に特化してお尋ねをしていきたいと思います。新聞報道等によりますと、久慈、宮古、釜石、大船渡、沿岸4地区の生コンの需要と供給の見通しがあったと思うのですけれども、宮古地区に至っては、47万立米が不足するのだと、あるいは久慈地区でも、現段階ではかろうじて確保されているけれども、これからはちょっとわからないというような話であります。また、大船渡地区につきましては、供給量はまずまず間に合うけれども、採石や砂が不足するなどの報道がございました。

第1点、改めて現状の需要と供給の見通し等についてお尋ねをいたしたいと思います。 それから、二つ目は、これから復興資材の発注がピークを迎えるに従いまして、相当量 の石材不足も出てくるのではないかと危惧をいたしておりますけれども、今後の見通し等 についての御所見もあればお伺いをいたします。

〇八重樫技術企画指導課長 ただいま小田島委員からの資材、特に生コン、採石の需要不足の見通しについてということでございますが、沿岸4地区で申しますと、大船渡地区の需要が生コンについて55万から60万立米程度、釜石地区で25万立米程度、岩泉も含みます宮古地区で40万から50万立米程度、久慈地区で10万から15万立米程度でございます。それに対しまして供給行為でございますが、大船渡地区は公表されている数字が80万立米程度ということになっておりますが、これは全プラントの最大供給能力でございまして、骨材等がしつらえられた場合の能力でございまして、実態は先ほどの55万から60万立米には届いていないと認識しております。それから、釜石地区につきましては、供給能力が15万立米程度で、10万立米程度が不足、宮古地区につきましては、11万立米程度で30万立米程度が不足、久慈地区については18万立米程度で、ここは供給が可能というような状況を把握しております。それから、採石についても数十万立米程度の需要が見込まれておりまして、相当数の不足が生じると認識してございます。以上です。

○小田島峰雄委員 今のお話は、供給能力から見た不足ということなのですね。これからどういった発注見通しになるか、それを全部聞きたいのですけれども、相当量が発注されているわけです。例えば2年後、3年後の見通しについてお伺いします。

○八重樫技術企画指導課長 復興計画等、それから公表されたロードマップと、平成27年 度までにいずれの復旧工事もおおむね進めていかなければならないということで進めてお りますが、先ほど申し上げた数量、4年程度の総量を4年間で分割しているような数量で ございまして、数年にわたってこういった需要が生ずるというような認識でございます。 **〇小田島峰雄委員** わかりました。今御答弁ありましたように、これからどんどん資材が 不足してくるだろうと思います。努力の問題もありますけれども、この資材のおくれが、 結局は復興のスピードにブレーキがかかってしまうということなのでございます。

そこで、生コンが現場打ちしなければならないことが相当あるのだろうと思いますけれども、この際、工場製品を使うという観点に立てば、知事が言っておられるわけですが、オール岩手、オールジャパンで、そういった復興が進むのではないかと思うのであります。内陸の業界では、製品としてどんどんつくらせれば供給する能力を持っていると思うのでありますが、そういったものの対応、活用するお考えがあるかないかということをまずお聞きをいたしたいと思います。問題がないわけではないと思います。内陸から運送料をかけて現場に、沿岸に持ってくるということになりますと、どうしてもコストが若干高上がりにつくということもあるかと思いますが、逆に言えば沿岸で骨材不足、材料不足に陥れば、結局生コンの単価も上がってしまうということでありますから、総体的に見れば同じになるのかなと。得られる結果というのは、迅速に復興資材を調達できるというのが最大のメリットだと私は思います。

そういうことで、今設計等については、多分現場打ちで見ておられるでしょうから、それを工場製品を使えるところは使っていくという設計に見直しをするお考えがないのでしょうか。そうでもしませんと、きのうまでの議論の中にもありましたけれども、防潮堤や防波堤のコンクリートで対応する工事が発注されるたびに、本当に間に合うのか、できるのかという大きな懸念を私は持っているところであります。その辺も含めてお考えをお伺いしたいと思います。

○及川河川課総括課長 工場製品の活用についてでございますけれども、例えば傾斜型の海岸、防潮堤の被覆、表面を覆うことなのですけれども、これまで生コン打設が一般的にそれで行ってまいりました。委員御指摘のように、現地の生コン不足が想定されることから、これを工場製作のブロックとすることによって、内陸部の工場などの活用もできるということでございますので、海岸防潮堤は被覆を発注積算、当初設計から工場製作のブロック等ができないかということで、まずは国のほうと協議調整を行っている段階でございます。

○小田島峰雄委員 どなたかが言いましたよね、今は非常時であると。非常時には非常時の考え方があってしかるべきだというような議論もありました。財源の問題等もありましょうから、常に国と協議するということもよくわかるのですけれども、ぜひそういうことを前向きに御検討いただきたいと思います。

それから、宮城県などでは、発注者と施工業者とが常に同じテーブルについて議論し合いながら、一日も早い復旧、復興を図っていくというような組織なり場があるとお聞きをしておりますけれども、いささか岩手県の場合はそういう場が余りないとも聞きます。そういうことで、関係者が一堂に会して、しっかりと業界の皆様たちも応分の支援をいただ

く。それこそオール岩手で復興に当たっていくという体制をつくっていく必要があるので はないかと思いますが、そういう組織なり場なりを設けるお考えがあるのかないのか、お 聞かせいただきたいと思います。

○若林県土整備部長 既に我々も沿岸各支部、建設業協会の県の支部、本部、幹部、いろいると意見交換をしております。その中で、連携をとって頻繁に会いながら、情報交換をしながら、その対応策をともに考えていく、そして実行に移していくということで申し合わせておりますので、それで進みたいと思います。

あとは、現場の振興局単位で、それぞれの受注業者と綿密な打ち合わせをしないと、柔軟に対応できない状況が多分出てくると思います。非常に大きな、しかも広範囲で、しかも極めて狭い中でいろいろな工事がふくそうしますので、今まで、かつてない課題が出てきます。それをいかに早くどう対応できるかという部分が最もこれから求められると思いますので、総合的な復旧、復興の工事に関する、事業に関するマネジメントについて、業者や発注機関全部含めて、それを進めてまいりたいと思いました。

○小田島峰雄委員 ありがとうございました。今部長が言われましたとおり、これから発注していくに際しまして、さまざまなネックや問題が出てくるのだと思いますけれども、餅は餅屋、できる分野でみんな協力して復興に当たっていくという体制づくりは何よりも増して大事だと思うのです。いろいろ御指摘もありましたように、復旧、復興が具体的に被災者の皆様方の目に見える形で、今後とも積極的に進めていただきたいと御要望申し上げて終わります。

〇小野共委員 入札参加資格欠格の要件について、少し個別のことをお聞きしたいと思います。要旨の(4)、個別の工事ごとの入札参加要件のところなのですが、工事の適正な履行のために必要な実績等の参加要件、これで右のほうにいきますと、欠格要件で、工事種別で所定の許可や技術者を欠く業種は申請できないということになっております。公共工事の入札で、過去にその種の建設工事をやったことがある、その当時その工事をした技術者が今も経験してその建設会社にいるという立証責任を参加要件として証明する義務が入札業者、建設業者のほうにあるわけでございますが、例えば去年の3.11の震災で、立証すべき資料が流されていたりという建設業者が沿岸にたくさんあると思います。そういったときに、どのようにして過去にやった建設工事の証明を立証するのか聞かせてください。

○吉田建設技術振興課総括課長 第三者機関でつくっておりますコリンズという技術者 の登録システムがございまして、いろいろと私どもが技術者の工事実績を確認する際は、 その第三者機関が持っておりますデータを提出していただいて、それに基づいて判断して おります。ですから、お勤めになっていた会社で、どのような工事を、だれが実施された かというのを登録いたしまして、それは被災にかかわらず、過去15年ですか、さかのぼって確認することにしております。

また、別の観点からは、発災以来、企業ですとか技術者の施工実績要件については緩和する方向で考えております。従来は、割と厳し目の実績をとっていたのですけれども、一

般土木工事につきましては、基本的には施工実績要件を下げる方向、技術的に難易度が高いものに限定するという方向で運用しておりますので、御心配の工事につきましては、御相談いただきたいということもよろしいかと思います。

○小野共委員 コリンズの話が出てきましたけども、ちょっと調べてみますと、その当時 2,500万円以上の工事のときにだけコリンズに登録義務があったと。コリンズがその登録義務、全金額において登録義務があるというのは最近の話ですよね。例えば、平成10年度初期の段階で、コリンズというのは小規模の公共工事のときには登録が必要なかったと。では、そのときにどうなるのかという話になっていくのだろうと思います。

個別の話で恐縮でございますが、コリンズの登録義務がなかったというのは、建設業者 の過失ではないわけでありますので、ではそのときにはどうするのか聞かせてください。

○吉田建設技術振興課総括課長 義務がなかった、それから2,500万円以下についてはコリンズに登録していないということに対して、金額的に見ますと大規模な工事ではないように感じましたけれども、基本的には先ほど申しましたように、私どもが発注しますと一般的な土木工事につきましては、施工実績要件は問わないという方向に運用しておりますので、必ずしも全てではないですけれども、仕事は受注していただくような方向にはあるかと思います。

それから、10年以上、昔のことはちょっとわかりませんが、コリンズでの証明ができない方については、そういう御相談があった方については、御自分が覚えていらっしゃる工事、どこの発注のどの工事というものをその発注者にお聞きいただいて、契約書を探していただくということも御案内しております。私どもができるのは、その限度なのですが、そのような対応になります。

○柳村岩見委員 先ほど建設技術振興課総括課長が、競争入札参加資格基準の平成25、26 年度の見直しについて説明されました。この競争入札参加資格審査を経なければ、県の請負資格者にはなれないわけでありまして、いわゆる大きく分けると入札制度1丁目1番地であって、これには社会情勢や入札を行ってきた経過における課題など、いろいろが加味される要素があると言われております。そのために、この競争入札参加資格審査という制度を持っている建設技術振興課がいる県土整備部が入札を行うべきだというのが私の論旨であり主張であります。

しかし、この制度を、今総務部と言われます。それを東日本大震災津波被害を受けた今日、膨大な工事発注が予想される中で、今どうと申し上げるつもりはありません。しかしながら、本来的にこの制度をもって社会情勢をかんがみ、入札結果の、あるいは業界の姿をかんがみて、この競争入札参加資格審査の見直しをしていくという、建設技術振興課が県土整備部にある以上、必ず論理的にはそこが入札制度をしっかり持って、その中で入札が執行されていくというのが普通だと思います。今は震災の後で工事発注の過渡期でありますので、これはともかくとして。

ところで、入札制度について、あるいは県の入札について、聞けば聞くほど頭が混乱し

ます。資料は持ってきておられないと思いますが、ある程度のわかる範囲で説明をお願いします。入札は総務部が行っていると言われますが、総務部が行っているのは建築本体、土木本体、いわゆる調査、コンサルを含む委託業務、これはそれぞれ農林水産部にあってみたり、あるいは県土整備部にあってみたり、あるいは教育委員会にもあってみたり、あるいはまたそのほかの部にもあり得るものだと思います。その入札は総務部ではない、いわゆる委託業務であるからという分け方、あるいはまた額によって、広域振興局に行って発注をされると、このように分かれております。そして、今般の入札ミスについては農林水産部から、あるいはまた県土整備部から、率は違いますけれども。あるいはまた、日ごろの入札ミスについても、日ごろから農林水産部にもあったなど、こうあります。

さて、入札を整理すると、こういうものはこう、こういうものはこう、次の話として。では、入札をつかさどっている総務部は、どの段階から、入札本部といいながら、仕事として総務部に移って仕事がされていっているのかといえば、例えば県土整備部所管の建築、あるいはまた土木といった場合、あらかたの書類ができ上がって、その段階から恐らく総務部の仕事に移っているのでしょう。それをもって総務部が入札業務をしたというのは、理論的には言えないのだと思います。また、責任のとりようもないでしょう。あらかた書類ができてきたものをです。単なる対象者、どこ、いつ、入札をする。それぞれのものが決まっておって、札を開けて見て、該当する該当しない、どこが落札だということだけであれば、その過程における以前の、総務部に行く前の書類が間違っていて、総務部が責任を全部かぶってくれるとは限りません。ですから、この入札制度は、思えば思うほどおかしいと思います。一体県の入札と言われる仕事はどのように分けられているのですか。しかるべき担当部にも同じ質問を後でしますけども、今わかる範囲でお答え願います。

**○吉田建設技術振興課総括課長** 県が行っておりますいろいろな調達がございます。工事、物品、庁舎の清掃、あるいは委員おっしゃったようなコンサルタント業務といったようなものが大まかに四つございます。

そして、工事につきましてはおおむね発注設計書を事業担当課がつくって、それを総務部に持ち込むといったようなことになっております。あとは、コンサルタント業務につきましては、私どもが契約の制度をつくっておりまして、その対象範囲でしたら県土整備部と農林水産部。それを準用して、ほかの部が単発の業務を対象としております。

それから、庁舎清掃等の業務につきましては総務部管財課が発注することになっております。物品を買ったり、車を買ったりといったような用品調達については出納局、それぞれの制度をつかさどっていると承知しております。

○小野寺好委員 災害公営住宅の関係なのですけれども、釜石市平田地区で着工が始まって、6月11日にロードマップが発表になって、翌日の新聞を見ると、県民の方が本当は自前でつくりたかったのだけれども、ちょっと無理かもしれないなということで、公営住宅のお世話になりたいという方たちもふえているわけでございます。それでお聞きしたいのは、当初建設予定の4,000から5,000戸くらいという数は希望した方全員を受け入れること

ができるのでしょうか。それから入居の基準について、これが一つ目の質問です。

二つ目として、例えば県営でやった場合に、県で本当にできるのかなとか、市町村のかかわりはどうなのかとかいう、そういった選抜、選考はどこでやるのでしょうか。その際に、今までの公営住宅は機械的に抽せんなどでやっていたかと思うのですけれども、今はいろいろなコミュニティなどと言われているので、そういったものについての配慮はどうなのでしょうか。

三つ目としては、家賃です。前に2万円前後にしようかと聞いたような気がするのですけれども、特に所得のないとか低いといった方に対しての配慮はどうなっているのでしょうか。この三つをお聞きしたいと思います。

○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅の建設の関係でございます。現在市町村で市町村の仮設住宅などにお住まいの方からアンケート等をとって県と市町村と協議している中で、県にこういう数字ですということで、現状では大体5,300戸といった数字でまとまっております。これは、現在の希望の状況でございますので、希望者が全員入居できると、現状ではなっております。

それから、選定の関係でございますけれども、県的には入居資格については、災害で建築物とか住宅が全壊等で住めなくなった方でございますけれども、今考えていますのは、県が建設して県が管理するものについては、県が入居を募集して選定します。それから、市町村が管理する災害公営住宅については市町村で募集して選定するというようなことで考えてございます。

それから、コミュニティについての配慮でございますけれども、災害公営住宅の立地場所とか戸数等によっても異なるとは思いますけれども、それはかなり離れた地域で、その地域限定みたいな災害公営住宅を計画すれば、ある程度、その地域でまとまったと考えられるとは思うのですけれども、相当数準備しなければいけないということもございまして、県が建てるものについては、一般的には公募みたいな形でやらざるを得ないのかなと考えております。

○若林県土整備部長 ちょっと補足をいたします。まずは5,300戸と言いましたが、5,340 戸で、今やっていますけれども、なかなか市町村も大変なので、おおむね3,000戸県でつくろうとしています。ただ、県が管理するのは1,500戸ぐらいです。つまり1,500戸はつくって市町村にお上げしますというか、その分の実質負担分のお金は後から5年ぐらいで払っていただくことにはなるのですけれども、そういうスキームを考えています。

なぜかというと、県営住宅で管理すると、やっぱりある一定の広さの部分から公募をしなければいけないという部分がありますので、市町村営住宅だと、その市町村のコミュニティをきちんといろいろ、独自な施策も打てるということで、市町村にやっていただこうと。そこについては、それぞれの独自な考え方を導入できるかなと思います。県としては、やっぱりある一定程度の広がりだとか、あとコミュニティに配慮すべく、今そこを詰めていましたので、できるだけ被災者優先で、かつどういう順位で入れるかとか、そういうの

を今本当に詰めていましたので、それは後から御報告はできると思います。

加えて家賃でありますが、低所得者の場合は岩手県独自の低減措置もありまして、これからどうするかということを、実際に今検討を進めております。今回の東日本大震災に伴って低減措置があるのです。それにどう加えていくのか、どういうふうな内部ワークの整合を図るかとか、そういうところがまだ課題がありますので、これについても、できるだけ被災者の視点で対応できればと考えております。

- ○小野寺好委員 もう一つだけ。被災者生活再建支援法の加算の200万円、48カ月延ばして7年1カ月。ちょっと心配なのは、7年といっても自前では無理だという人が、とりあえず一逼災害公営住宅に入居し、その後10年後とかに自前で家を建てることができたということがいっぱいあって、災害公営住宅にがらがらと空きが出るような懸念について、どう考えているのでしょうか。
- ○澤村建築住宅課総括課長 委員御指摘のようなケースも考えられることはありますけれども、現在沿岸地域の県営ですと1,500戸の既存の公営住宅があります。かなり古いものから平成12年ぐらいまでのところでございます。そのような老朽化したものを更新しないで、そちらの入居をとめて災害公営住宅のほうに振り向けるといったような格好で対応できるということでございます。
- ○髙橋孝眞委員 公営住宅の関係なのですけれども、被災市町村における県の建設分、市町村の建設分ということについての仕分けというのは現在どの程度まで進んでいるのかということがまず一つ、それから用地の確保については、どの程度まで進んでいるかということについてお願いしたいと思います。
- ○澤村建築住宅課総括課長 災害公営住宅の建設の市町村との仕分けでございますけれども、基本的には県としては建設のスピードを上げるという役割があると考えてございまして、比較的大きな団地、戸数が稼げるような場所等に建設するという考え方で進めております。例えば先ほどもお話がありました地域ごとに分かれて建つような、地域と話し合いながら進めていく必要があるようなものにつきましては、今後市町村のほうに担当していただくと考えてございます。

大きくは、先ほど部長がお話ししましたとおり、県で大体3分の2をつくって、3分の1は市町村に移譲して管理していただくと考えておりますけれども、県はできるだけスピードを上げてというような観点で建設していくと考えております。

用地の確保の状況でございますけれども、平成23、24年着手ということで、これは予算に1,750戸分の用地費等を計上させていただいておりますけれども、現在ほとんどが民間の宅地に建てるという計画でございまして、民間の宅地につきましては所有者の内諾をいただいて、その後測量に入って土地の評価額を決めたり、それから実際に用地交渉に入ると考えてございまして、大体内諾いただいた戸数ですと、1,500戸程度という状況でございます。

○嵯峨壱朗委員長 今土地の部分は1,500戸分は確保できたという話でしたが。

- ○澤村建築住宅課総括課長 用地分は平成23、24年で1,750戸分という計画をしているのですが、現在内諾いただいたのが大体1,500戸分ぐらい、残りの250戸分は今後詰めてまいりたいと考えてございます。
- ○髙橋孝眞委員 先ほど3分の2は市町村ということでしたけれども、市町村ごとの配分と、仕分けはどの程度まで進んできているかという意味であります。もう一つは、1,500戸分についてはもう測量に入りつつあるという意味合いなのですか。
- ○勝又住宅課長 戸数についてお答えしますと、今市町村と協議をほとんど終えておりまして、県が建設する分を含む市町村につきましては、協定を結んで戸数をセットしております。ほぼすべての市町村と協定を結び終えているのですが、大槌町と大船渡市だけが今月中に協定を結ぶ予定をしておりますので、それで全戸数分担がはっきりするという状況になります。
- **○澤村建築住宅課総括課長** 1,500戸は内諾をもらって、これから測量に入るのかという 御質問でありました。既に公有地は測量が入っております。既に測量を終わって交渉に入 っているものもございますけれども、これから測量に入るものも含めますと1,500戸という ことでございます。
- **○髙橋孝眞委員** そうすると1,750戸、本年度計上して進めていくということですけれど も、実際はいつごろから入居できるようになるのでしょうか。
- **○澤村建築住宅課総括課長** 現状で確実に入居できると見込まれるのは、来年度の夏以降 になります。
- ○高橋孝眞委員 来年の夏までかかるということは、相当時間がかかるということですし、 来年度の部分も、もはや今のうちから進めないと難しいわけですよね。もっともっと民間 も使うなり、いろんな方法をとって、速やかに進めていくという方向で考えていただきた いと考えております。

それから、次に住宅の二重ローンの関係ですけれども、私は、住宅で二重ローンは発生しないのではないかと感じるのです。といいますのは県北の農協ですけれども、実際は二重ローンで住宅での貸し付けによっての発生はほとんどないのです。どうして発生しているのか。住宅ローンの場合については保険会社に入っていると思っているのです。抵当権設定をするし質権設定をしておれば、当然今回の被災を受けても、ほとんどそちらのほうで賄えると考えるわけですけれども、その辺の把握はどのようにされているのでしょうか。二重ローン云々というのは、どこに問題があるのかについて教えていただきたいと思います。

○若林県土整備部長 当方でガイドライン運営委員会の岩手支部に、どこが本当に問題なのだという部分は聞き取ってはいるのですけれども、その実態をまだ正確には押さえていないのです。私が答弁したとおり、我々も含めて保険会社は本当に払っているかどうかというのは、わからないのです。多分農協だとかなんとかで、そういう制度がある部分もあると思います。銀行側と直接やりとりしている債務者もいるはずですから。ですから、そ

ういう部分については、多分保険会社とかなんとか、例えばいろいろな銀行から借りて、 債権者とやりとりをしなければならないという部分がかなり多くあるのだと思います。

例えば、陸前高田市では区画整理をやったばかりで、家が建ったばかりのところがあったのです。それから、山田町だとか、そういうのはもう建って数年もしないうちに被災したというようなところがあって、そこについては既存ローン自体が残っている部分があるのです。土地の評価がこの間できましたから、土地の評価だけは自分の財産ですけれども、債権者と、これからどうやって既存のローンの処理をしていくかと。そうでないと、次の家を建てられないのです。そういう部分があって、今現在ガイドライン運営委員会支部でその相談を受けて、それの既存ローンをどう処理できるかということを進めているというところであります。

474件がその案件ですけれども、これから多分ふえてはいくと思います。多分知らないということもあるでしょうし、あとは保証人関係だとか、その人たちに迷惑がかからないかとか、いろいろな思いがあるようです。ですから、実際に今まで債権者は余り動いていなかったかもしれないけれども、その回収にそろそろ動き出したのです。ですから、そろそろ切羽詰まった状況になってきている部分もあるのではないかと思いますので、これからきちんと運営委員会岩手支部とも連携をとりたいと思います。問題は多分金融機関だと思います。金融機関がどういう形で弁済計画を認めながら、幾らかでも回収するかというところも一つ課題があるかと思っております。

○髙橋孝眞委員 ガイドラインを読むと、ほとんどは免除してもいいのではないかと思うわけです。そういう意味合いで、もっともっと相談機能を充実させて、その方々に対応していくほうが二重ローン問題についての解決は早いのではないかと思いますので、ぜひその辺を考えてもらえればと思います。

それから、損害賠償請求事件の関係ですが、上告するということになるわけですが、控訴するときは、県議会で議決をとっていますが、上告するときについても同じような内容だということで議会の承認は必要ないのかどうかということと、もう一つは、ここに書いてある理由の中で、判決内容に沿って現在施工業者に対して指導しているのか、それとも従前の方法で監督指導しているのかについてお聞きしたいと思います。

○細川道路環境課総括課長 今回上告するわけでございますが、昨年の9月議会の際に、場合によっては上告するということで、当時の議会に承認をいただいているところでございます。

この裁判があった以降、どのような交通安全対策をしておるかということでございます。 1点は、交通整理、これにつきましては、国のほうの動きとしましては主要な道路においては資格を持った者を配置するという指導がなされております。それから、工事現場における安全確保、これはいろいろな事件があることに注意喚起はしておるところでございます。なお、今回道路の注意義務というものにつきましては、我々も判例のほうで厳しく求めております。それにつきましては、もう少し中身を精査して、どの程度認めているのか 少し精査しまして、既存の現場監督の要領ですとか、安全施設の設置基準等を少し点検してまいりたいと考えております。

- ○髙橋孝眞委員 ということは、最後の話なのですけれども、判決の内容で指導していないということになるのですか、指導しているということになるのですか。
- ○細川道路環境課総括課長 現場の確認につきましては、その都度注意喚起をしておりますので、その意味においては、この判決に基づいた指導をやっているということでございます。
- ○髙橋孝眞委員 ということから考えると、それ以降事故がないわけですし、あえてこれを上告しなければいけないということになるのでしょうかという疑問だけであります。 5%の金利を払ってまで進めていくわけですので、どうなのかなという感じがしたという意味であります。
- ○若林県土整備部長 ここは道路管理者というか、発注者は県なのですけれども、例えば 工事に伴ってある区間交通信号を設置します。今も交通誘導員をきちんと配置しています。 そこまではいろいろな形で我々も対応はしています。ただ、毎日行って確認しろとか、それはあんまりだろうということです。そこまでうちがやるのであれば、それなりの体制を しかなければならない。そうすると、道路管理に対する行政経費は膨らむということなの です。我々の責務も大きくなる、それは余りではないかということです。つまり道路法第 42条を余りにも拡大解釈しているのではないですかというのが我々の意見でありますので、 ここは戦います。そうでないと、県民にも不利益をこうむると考えています。
- ○嵯峨壱朗委員長 ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇嵯峨壱朗委員長 なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆様は、退席されて結構でございます。

昼食時間にかかりますけれども、引き続き審査を継続しますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 継続して審査します。

それでは、次に企業局関係の議案の審査を行います。

議案第12号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菅峨業務課総括課長** 議案第12号電気事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、その概要を御説明申し上げます。議案は(その3)の41ページですが、お手元に配付しております資料により御説明申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、電気事業における発電施設である胆沢第四発電所の 最大出力を増加しようとするものであります。当該発電所は、奥州市胆沢区にある若柳堰 堤のちょっと下流において建設中であり、国土交通省が建設している胆沢ダムの完成に伴 い、放流される河川維持流量、毎秒1.9立方メートルを発電に利用する計画でありました。 今回これにかんがい用水、最大時毎秒0.384立方メートルを追加し、あわせて最大時毎秒 2.284立方メートルを発電に利用することで、最大出力を20キロワット強化しようとするも のであります。

なお、胆沢ダム、若柳堰堤、胆沢第四発電所の位置関係につきましては、資料右側の地図の①、②、③で示しております。また、資料右下には発電所の完成イメージを示しております。若柳堰堤取水口からサイフォン式で取水し、水圧管路において直下流にある発電所まで送水し発電を行う計画となっております。現在の状況といたしましては、平成23年10月に発電所の建屋や水圧鉄管、水車発電機などの工事を契約しており、平成24年12月の運転開始の予定で建築工事を進めております。

次に、条例案の内容についてでございますが、企業局では15カ所の運転中の発電所と、現在建設中の胆沢第三及び第四発電所があり、これらを合わせた総最大出力14万7,431キロワットを今回増加する20キロワットを加えた14万7,451キロワットに改め、また胆沢第四発電所の最大出力140キロワットを160キロワットに改めるものであります。

次に、施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。

なお、改正いたします出力変更の内容につきましては、資料左下の参考図により説明いたします。

上段の当初計画では、発電に利用する水量は河川維持流量のみとし、かんがい用水は図の3本管の最も上にある専用管の流量調整弁で調整の上放流することとしておりました。下段の変更計画では、この専用管の設置を取りやめ、かわりに河川維持流量にかんがい用水を加えた水量を、水車の流量調整弁、これは今回新たに機能を追加するものですが、この流量調整弁で調整して発電放流することとしております。この結果、貯水出力が増加することから条例を改正するものであります。

以上で議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○嵯峨壱朗委員長 ただいまの説明に対し、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○嵯峨壱朗委員長** 異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かございませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○嵯峨壱朗委員長 なければ、これをもって企業局関係の審査を終わります。

企業局の皆様は退席されて結構でございます。御苦労様でした。ありがとうございます。 委員の皆様には、次回、次々回の委員会運営等について御相談がありますので、そのま まお待ちください。

それでは、次回、次々回の委員会運営についてお諮りします。

次回8月に予定しております閉会中の委員会についてでありますが、所管事務の調査を 行いたいと思います。調査項目については、第1次及び第2次地域主権改革一括法の施行 に伴う条例の制定についてとしたいと思います。また、このときに、県土整備部のほうか ら、以前から取り上げた、公共事業についてどのような発注の予定で組むかということを 聞きたいと思い申し入れしておりました。よろしくお願いします。

また次々回、9月に予定しております閉会中の委員会でありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、胆沢ダムについてとしたいと思いますが、これらに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**嵯峨壱朗委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願いたいと思います。

追って、継続調査と決定した各件については、別途、議長に対し、閉会中の継続調査の 申し出を行うこととしますので、ご了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。

当委員会の7月の県内調査についてでありますが、お手元に配付しております平成24年度県土整備委員会調査計画案のとおり実施することとし、調査の詳細については、当職と副委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○嵯峨壱朗委員長** 異議ないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。